配当公告

愛媛県四国中央市下柏町七一八番地六
破産者　大興金属株式会社

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十三年（フ）第七十八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金一八、五五一、九二三円
一、配当することのできる金額
優先債権　金一八、五五一、九二三円

平成二十五年十月九日
愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階
破産管財人　宮内　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区山の手四条五丁目三番、最後の住所札幌市中央区南一二条西一六丁目一番一〇―六〇二号
被相続人　亡　野谷なぎさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
事務所札幌市手稲区手稲本町二条四丁目八番二四号　キテネビルA棟二階　弁護士法人誠信法律事務所手稲支所
相続財産管理人　弁護士　井本　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市船見町一二番地、最後の住所函館市昭和一丁目一二番二号
被相続人　亡　濵　典正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
函館市若松町二八番一〇号
相続財産管理人　弁護士　植松　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県下妻市高道祖四五四七番地一、最後の住所茨城県下妻市下妻丁九三番地
被相続人　亡　岩田　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
茨城県下妻市高道祖四五九七番地
相続財産管理人　嶋田　正子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市南町一丁目一三番、最後の住所埼玉県川口市南町一丁目一三番五号
被相続人　亡　髙橋　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
埼玉県新座市野火止五―一―七　村上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村上　俊之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市新保八一〇番地子、最後の住所千葉県千葉市花見川区長作町一三六三番地二友和建設内　被相続人　亡　齋藤　敏章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル七階　丸山総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂二丁目一番地、最後の住所千葉県松戸市上本郷三〇一番地
被相続人　亡　坂井　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
事務所千葉県松戸市松戸一三三六　東風園ビル六階　誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字根三田七八三番地、最後の住所千葉県船橋市金杉台一丁目二番二棟二〇四号
被相続人　亡　堀川　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
千葉県船橋市前原西二―一三―一三大塚ビル五階　牧野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　圓山　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町四丁目二〇二一番地、最後の住所東京都葛飾区西水元四丁目五番一号中川園
被相続人　亡　福田フサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
事務所東京都新宿区新宿一丁目一五番九号　さわだビル五階東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市熊淵町ロ部九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　富井　菊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
石川県羽咋市南中央町キ一四三番地三
相続財産管理人　司法書士　圓山晃一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市竹島町六五四番地、最後の住所愛知県蒲郡市豊岡町畑ケ田二〇番地一五
被相続人　亡　平野　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
愛知県豊橋市前田町一丁目九番地一九
相続財産管理人　鈴木　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市羽根北町四丁目一番地一四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小早川泰章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
愛知県岡崎市山綱町字天神二番地八
相続財産管理人　中根　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市五祝町四八六番地一、最後の住所三重県鈴鹿市東旭が丘四丁目九番三三号
被相続人　亡　益川　和生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日
三重県四日市市諏訪町三番一六号東歯科ビル二〇二号室　あさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　由美

第９期決算公告

平成25年10月９日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
イースト・インベストメンツ特定目的会社
取締役　宇野　重樹

貸借対照表の要旨　（平成25年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部		**負債の部**	
流動資産	213,944	流動負債	43,348
固定資産	3,985,525	固定負債	2,760,199
有形固定資産	3,985,525	**負債合計**	**2,803,547**
特定資産合計	**4,199,469**	**純資産の部**	
その他の資産の部		社員資本	1,612,279
流動資産	191,560	特定資本金	1,633,650
固定資産	13,826	剰余金	△21,371
投資その他の資産	13,826	当期未処理損失	21,371
繰延資産	10,970		
その他の資産合計	**216,356**	**純資産合計**	**1,612,279**
資産合計	**4,415,825**	**負債・純資産合計**	**4,415,825**

（注）当期純損失　21,371千円